

生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成25年6月14日(金) 午後3時30分～午後5時30分
場 所 市役所4階 403. 404会議室
出席者 委員 伊賀委員、丹羽委員、奥田委員、兒玉委員、玉井委員、中村委員、野田委員
安田委員
事務局 吉岡市民部長 上田人権施策課長 吉岡人権施策課課長補佐
(株)地域社会研究所 松本、中川

※会議公開(傍聴者 なし)

配布資料 ・会議次第
・資料1 男女共同参画・人権意識調査についてのアンケート(案)

審議事項

案 件

- (1) 人権問題に関する市民意識調査について
- (2) その他

【会議の内容】

(事務局)

本日は全員出席です。それと今日は意識調査の集計分析を委託している(株)地域社会研究所の松本さんと中川さんが同席しています。それでは会長よろしくお願ひします。

(会長)

資料について事務局から説明してください。

(事務局)

配布している資料は、市民に対する意識調査の原案になるものです。1ページは案内と記入要領です。2ページからは質問項目ですが、並びを変えさせているのと雲のマークの中に情報や説明文を入れています。

問1(「男は仕事、女は家庭」という考え方)については、追加分で、性別役割分担についての質問です。問2(1日当たりの家事時間)は前回提示したものと同じです。問3(家庭における家事、介護、地域活動等の主な担当者)も同じですが、枠を付けています。問4(女性が職業をもつことに対する考え)は、女性の職業について尋ねています。内容について疑義がありましたので回答項目を前回の意識調査と同じものに変更しています。問5-1(育児休業について)、問5-2(介護休業について)、問6(今後、職業をもつ上での問題点)については前回提示したものと変わっていません。問7(女性が仕事を続けるために必要なこと)は追加分です。問8(各分野において男女の地位は平等になっていると思うか)から問12(デートDVについて)も前回提示したものと同じです。問13から問16までは追加した分です。問13、問14は、「生駒市の政策に女性の意見がどの程度反映されていると思うか」、「反映されていないのはどのような理由だと思うか」で、前回の意識調査で行った質問と同じです。問15、問16は、「今後の男女共同参画

推進のためにどのようなことが必要か」、「男女共同参画社会をつくるために、市はどのような施策に力を入れるべきだと思うか」で、これも前回の意識調査で行った質問と同じです。ここまでが男女共同参画についての質問です。

次に、人権についての質問です。問17（関心のある人権問題、身近にあると思う人権問題について）は前回も提示しましたが、回答項目の7「職場（※パワーハラスメント等）での問題」を追加、8「HIV感染者に関する問題」に「ハンセン病回復者等」を追加、9と10には「その家族」を追加しました。問18（「人権」ということをどの程度身近に感じているか）は追加分で、前回関心があるかとしていたのを、どの程度身近に感じるかということで、もう少しやわらかく聞くような形に変更しました。問19も追加分で、「人権が尊重されるとはどういうことだと思うか」という質問です。問20（自分の人権が侵害されたと思うことがあるか）、問21-1（その内容）、問21-2（そのとき、どうしたか）は変更点はありません。問21-3については追加分で、「だまってがまんした理由」を聞いています。問21-4（もし、自分の人権が侵害されたら、どのような対応をしようか）についても追加分です。問21-3で、「ない」と答えられたのは国、県の調査でも約8割あるので、その方に対して再度聞くという形をとっています。問22、問23も追加分で、人権侵害の加害者についての質問として、「他人の人権を侵害したことがあると思うか」、「どのような内容についてか」を問う質問です。問24も追加分で「結婚相手に求めるもの」を問う質問です。問25-1、問25-2も追加分で「結婚相手が次のような人であった場合にどのような態度をとると思うか」を自分の場合と自分の子どもの場合を問う質問です。問26（人権問題の理解を深めるために、今後読書や学習をしてみたいと思うか）から問28（人権が尊重される社会を実現するために、どのような取り組みが重要だと思うか）は、前回提示したものと同様です。以上、男女共同参画と人権を合わせて28問です。

次に、問29（性別）から問35（生駒市での居住年数）までは属性についての質問です。問32の「あなたの配偶者・パートナーの職業は」と問35は追加分です。

以上、簡単に説明させていただきました。

（会長）

男女共同参画に関して、吹き出しの部分がいくつかついていますが、こういうのは今までからやっていますか。

（事務局）

生駒市ではあまりやっていませんが、他市町村の調査でやっておられるところはあります。意外と男性の家事時間が少ないこと、奈良県は特に少なく、生駒市はさらに少ないとか、あまり知られていない事例もありますので、それらを示しながら、自分はどうだろうかということで、啓発的な意味も含めて情報を出させていただいたものです。

（会長）

大変分かりやすく、おしつけがましくなくていいなあ、という感じがします。

男女共同参画の方は直接意見を言える立場ではないけれども、気がついたところ等あれば、男女共同参画の方から意見をお願いします。

例えば、問7（女性が仕事を続けるために必要なこと）の7「技術・知識の習得や資格の取得」というのは「・・・取得する制度が平等にあることとか、完備していること」とした方がいいのではないかと。取得するというよりも、そういう制度があるかどうかということの方が重要ではないかと思いますが、表現としてはどうですか。

（事務局）

書き方としては、他は「であること」となっているので、表現は合わせます。

(委員)

問7の5「育児や介護で退職しても同一の職場への再雇用される制度があること」は、「同一の職場に・・・」の方がいいのではないのでしょうか。

(会長)

これがあるとないとでは全然違いますね。

(事務局)

ご存じのようにM字曲線というんですが、女性の場合、結婚を機に辞めるか、子どもができたことを機に辞めるということがあります。ところが、子どもが成長して、さあ働こうと思ったときに実際はなかなか再就職が厳しくて、正規雇用されていた人でも非正規雇用になったり、パート・アルバイトになったりということで、子育ての時期が労働力の低下になっているのが現状です。

(委員)

問7の前に吹き出しで、「一旦正規社員を辞めて非正規雇用で復活した場合の生涯賃金の遺失利益が1億円を超える」というのをに入れてはどうでしょう。皆さん知らないんです。授業で学生に教えて、そこで愕然とするということがあります。どこも教えないので、義務教育で教えないといけないと思います。

(会長)

ついでに、「結婚なり出産で退職されて、同じ職場に復職されていますか。その場合の職種は何か変わりましたか」とか「復職を希望してできましたか」とかを聞いてはどうでしょう。

女性が結婚や育児で辞めさせられる問題もさることながら、再就職に特別ステージか何かを作ろうとしているけれども、この問題は10年後の日本社会の大問題になると思います。

建設業で人手不足というのにびっくりしました。足場を組むとかコンクリートを打つとか、そういう専門職を作らない社会になって久しい。そこをその場限りの派遣とかアルバイトでやっているものだから、ちゃんとした業務のできる専門職が人手不足だということらしいです。これは、建築問題がいずれ大変な目にあうということの証拠らしいですよ。また求人しようにも訓練していないので。訓練して5年、6年と経って親方になるという人がいてこそ業界が成り立つが、今はがたがたらしい。

(委員)

今、生駒市の市民病院の入札をやっているけれども、応札が無くて予算の増額をしなければならないということもあります。

(会長)

財政的な配慮で言うと、全員公務員がやっているよりも安くなるというメリットはあるけれども、社会全体の方向が公務でやるべき仕事をこんなに減らしていったのかという面があるし、大変なことですよ。

(会長)

問16（男女共同参画社会をつくるために、市はどのような施策に力を入れるべきだと思うか）の9「ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力を根絶する」は今日的な課題であって、結婚している奥さんへの強姦罪を刑法で明記すべきであるという意見があります。弁護士会でも意見は対立しているけれども。強姦罪は成立するんだけども規定まで置くかどうかというのが問題になっています。

ここでいう「根絶する」という文章の終わり方がちょっと○をつけにくいかなという気がします。「根絶するような世論を形成するとか、社会を形成する」とか「・・・暴

力についての被害者保護を強化する」にしてはどうでしょう。

根絶する施策というのは例えばどういうものが考えられますか。

(事務局)

市レベルでは、DVに対する相談が去年も810件中110件ありました。県の管轄になりますが、シェルターへの一時避難をあっせんするなどしています。また、自分の住民票を出させないように、役所へ取りに来ても拒否できるような申請を受けたりもしています。

(会長)

それらは大切だけど、根絶する手段ではなく、対処する手段でしょう。根絶する手段としては、どう答えますか。

(事務局)

なかなか難しいところで、もともとの言い方も市ではできない部分も書いていますので、表現を変えないといけないかもしれません。

(会長)

「根絶する社会を目指す」といってもそれも抽象的でしょう。「被害者を徹底して保護する」とか言うのなら、それの方がまだ具体的かもしれません。

(事務局)

ですから、市の制度で言いましたら、DVに対する相談を強化するとか、ということになってくると思います。

(委員)

問16に書いてあることは、市が全部できることではないんですよ。これはあくまで努力目標を並べているに過ぎないので、努力目標として書かれるのは構わないかなと思います。ただ、他のところは「促進する」なのに「根絶する」まで書く必要があるのかと思います。

一つ紹介ですが、吹田市で子どもと配偶者に対する暴力を防止するためのバッジというのを登録商標をとって300円で売っていらっしゃるんです。かなり売れているらしいですが、そこはかなり相談業務も充実してやっているところですし、いろんなやり方があるのではないかと思います。また、ポスターも作っておられて、ポスターの文言が「あなたひとりじゃないんですよ」ということで、バッジを付けている人には相談してもいいよということになっています。つまり何が言いたいかという、単に市がするだけでなく、それに協力する市民を増やしてネットワークを作っていくことが大事ではないかと思っています。

「市民のネットワークを作る」とか「市民と共同して問題解決にあたる」というようなものであってもいいのではと思います。市だけでやっていくのは現実的に不可能ですから、コミュニティづくりのようなものが必要だと思います。

(会長)

市にもこういう姿勢で頑張ってもらいたい。我々もこんな場所があれば発言できるし、行動できる、それをタイアップするというイメージですね。

(事務局)

前回どおりの質問内容になっていて、少し古い部分があると思いますので、今のご意見も含めて回答事例のところに少し検討を加えたいと思います。

(委員)

まちづくり条例等でも、市民参加をいかに狙っていくのかということと一緒にだと思えます。男女共同参画の条例でも一緒ですが、地域の主要な課題は何で、市民がその解決

にどのように向かって行くかということだと思います。市に「何とかしてよ」というのではとてもやっていけないと思います。

(会長)

質問が、「生駒市では」となっていて「生駒市が」となっていないので、例えば6番の「女性リーダーを育成する」に続けるぐらいで、「市民の中の声を尊重しながら、そして協力しながら課題解決のために進める」等を入れてはどうでしょう。市民参加をイメージできるようなのが1行あると、この質問がだんぶ膨らむと思います。

(委員)

声を聞く場を作るとか、そういう対応の仕方ですよね。市民参加をどう作っていくかは、どこの行政でもビジョン作りができず課題になっていますが、それを作らなければならぬと思います。

(会長)

他にありますか。

(委員)

問9の前の「事実婚」という表現はややこしいので、事実婚の説明が必要だと思います。

(会長)

「届を出していない夫婦」でいいのではないですか。

(事務局)

回答の中にも出ていますので、調整します。

(委員)

同棲というのとは、また違うのでしょうか。

(事務局)

同棲していても、結婚はしていないと考える人もいますし、人によって意識が違うと思います。性の問題と一緒に幅広くなっています。婚姻届を出しても一緒に住むとは限らないということもあります。

(委員)

法律婚にしたくないという意味で事実婚にしているというのが一般的な事実婚で、同棲の場合は、今はそういうことで届を出さないんだということなのか、そもそも結婚という形態は取りたくない、またはいつ別れてもいい、または結婚してもいいかどうかを見るためだとかを含めていろいろあるので、同棲の場合は事実婚とは意識が違うと思います。

(事務局)

他市の場合は、ざくっと書いてあるところが多くありますが、もう一度整理させていただきます。

(会長)

先ほど言われたような学生時代の同棲のようなものまで夫婦とみなすかどうかまで、説明書きしなくてもいいと思います。

(委員)

問16（男女共同参画社会をつくるために、市はどのような施策に力を入れるべきかと思うか）の8「雇用や職場における男女格差の是正や・・・」は、何の格差か分からないので、「賃金格差」とすべきではないでしょうか。

(会長)

それでは、人権の関係の質問についてどうでしょうか。

(委員)

問17(関心のある人権問題、身近にあると思う人権問題について)の項目11「性同一性障がい者に関する問題」と14の「性的嗜好に関する問題」の差が分かりにくいと思います。

(委員)

14はパートナーをどう求めるか、11の方は性染色体の男女の違いと気持ちが一致しない場合ということでしょう。

(事務局)

これもかなり複雑な問題で、以前は体と心が合わないということが性同一性障がいとしてあったんですけども、嗜好としての同性愛とかそれを区別するところがありまして、これはどこかの事例を持ってきたわけですが、分けているということです。

(会長)

分けざるを得ないということですね。

(事務局)

国の平成24年の「人権擁護に関する意識調査」もこういう書き方をしていますが、9.6%と9.2%ということで拮抗しています。その対象の人はよく分かっているということかなと思います。

(委員)

「異性愛」とはどういうことですか。

(事務局)

普通のことです。

(委員)

それがなぜ問題になるのですか。

(事務局)

同性愛、両性愛だけを入れると、それがイレギュラーな考え方になるということになるので、全部入れてあるということです。

(委員)

身近にあるものに○ということだと、異性愛は身近にあるので○をつけることになるのでしょうか。

(事務局)

ナチュラルに考えている人は異性愛を人権問題だと考えないので、選んで○をつけることは少ないと思います。そこにシビアな考えをお持ちの方は選ばれると思います。

(委員)

「貧困に関する問題」は、入れてほしいと思います。15の「北朝鮮当局による拉致問題」は、国レベルでは聞いてもいいけど、生駒市レベルで聞いても意味がないのではと思います。

(事務局)

入れたいと思いますが、「貧困」というと、「私も貧困だ」と言う人がいるのではと思いますが。

(委員)

今、国会で子どもの貧困に係る質問が出ているので、新聞やテレビでも情報として出ていると思います。

(委員)

貧困という概念がどこまで普及したかですが、少なくとも5年前よりは一般に普及し

たと思います。

(会長)

個人の属性に関する問題ばかりが挙げられていますが、雇用形態の問題は、日本の人権問題の最たるものではないかと思っています。大企業が儲けのために賃金を出さない。このことが挙がっていないのは社会問題だからで、個人の属性に関わらないからです。日本の雇用はガタガタになってきているので、「雇用形態の問題」ということで、私はそれを入れてほしいと思います。

(事務局)

分けますか、一緒にしますか。

(会長)

分けてもいいと思います。

今、日本社会が殺伐としていてうるおいがなくなった原因というところしかないと思います。

(事務局)

別々にするとすれば、どのような文言がいいですか。会長がおっしゃった部分は「雇用形態の問題」でよろしいでしょうか。

(会長)

「非正規雇用などを含む雇用形態の問題」としてください。

(事務局)

貧困の問題は、どのような文言がいいですか。

(委員)

考えていただいている間に、「あなた自身のことについてお尋ねします」についてですけれども、正規雇用か非正規雇用かとか、年収とかを聞いたらだめなんですか。

(事務局)

収入等について聞くのは敬遠されるかなという思いがあります。問34ではあなた自身の職業については、正規か非正規かは聞いています。

(委員)

女性の収入の家計に占める割合を聞くのはどうでしょうか。

(事務局)

妻の収入が実際にどれだけ家計に入っているとか、その割合を算出するのは難しいので、答えていただくのは困難だろうと考えます。

(会長)

問34（本人の職業）と問31（配偶者の職業）の聞き方を変えているのは、何か意味があるのですか。

(事務局)

同じ回答項目になるように整理させていただきます。

(会長)

例えば、公務員であるかとかはわざわざ聞く必要はないし、問34（本人の職業）の聞き方がすっきりしていると思います。

(事務局)

問34（本人の職業）に合わせさせていただきます。

(会長)

貧困の問題については、表現の仕方の整理ができましたか。

(委員)

「ワーキングプアの問題」ということでどうでしょう。かつこで「派遣」とか書くとわかりやすいかなと思います。

(委員)

「パワーハラスメント」と「ワーキングプア」の説明も要ると思います。

(事務局)

簡単に入れさせていただきます。

(会長)

「北朝鮮当局による拉致の問題」は総務省、自治省等が日本国全体で取り組むために、強制力はないけれども、はずすなということだという部分もあると思うので、入れることにしたいと思います。

(委員)

中年の女性なら興味を示されると思います。拉致問題は昼間のテレビのワイドショーでもよく取り上げられていますので、関心があるに○を打ってくださると思います。

(委員)

私は「関心がある」と「身近にある」で差が出た方が面白いと思います。全国的にすごいことになっているので関心はあるが、よくよく考えてみたら自分の周りには何も問題になっていないということも出てくるかもしれません。

(事務局)

問17（関心のある人権問題、身近にあると思う人権問題について）の「13 インターネットを悪用した人権侵害の問題」というのは、前回の審議会で、なぜここだけ人権侵害という言葉が入っているのかという意見がありましたので、一旦「人権侵害」という言葉を抜いたのですが、わかりづらく、国・県等の調査でもここだけは、「人権侵害」という言葉が入っているので、そのままにさせていただきました。

(委員)

本当は、人権侵害というより人格攻撃になるんだろうけれども、ちょっとわかりにくいかも知れませんね。

(事務局)

国の調査は、「インターネットによる人権侵害」と書いてあるのですが、関心のある人が36%ぐらいあり、高い数値が出ています。複数回答可のためだとも考えられますが、回答数を制約してもおそらく高い数値になると思われます。

(会長)

他にありますか。

(事務局)

その他欄や自由記載欄にかかれる方は、過去の調査でも真面目にお答えいただいております。数は少ないかもしれませんが、きっちり出てくると思います。

(会長)

例をたくさん書くことによって、それとは違うということで、その他欄に書いてくださることになるかもしれませんね。

(委員)

「同和問題」という言葉を大学生では知らない者が結構いますので、解説がいます。

(会長)

「同和地区」ということも書かれていますが、事業を対象とした「同和地区」というのはなくなったという見解ですよ。今も同和地区ということで偏見を持っている人は

いるけれども、そこを行政がどう位置づけて今後扱っていくつもりかというところをはっきりとしないといけないと思います。

(委員)

聞いてどうするのかという問題だと思います。しっかりしたビジョンがあって対策を立てていくということであればいいんですが、入れるのなら説明が必要だと思います。

「同和地区」という言葉を知らないので、「被差別部落」という言葉に変えるか、説明が必要だと思います。

(事務局)

行政としては「同和問題」「同和地区」という言葉を使っていますが、知らない世代があるということも認識はしています。

(委員)

調査する以上は説明が必要だと思います。「パワーハラスメント」のような説明が必要ですし、入れることも是非があると思います。

(事務局)

前回は結婚に対する意識は聞いていますし、前回は結婚問題に関して同和問題との関わりでしか聞いていませんが、今回はよく事例として挙げられるようなものも含めて聞こうということで列記しています。同和問題について、差別意識が解消されたということではないので、この設問では同和問題をはずすことはできないと考えています。

説明文をどのようにわかりやすく書くかというのは、検討しないといけないので、保留にさせていただきます。

(委員)

ひとつひとつ説明を書いていこうとすると、例えば「H I V感染者」や「ハンセン病」についてもコメントしなければならないので、「同和問題」についても確かに若い人は知らない人もいるかも知れませんが、だいたいの方は認識しておられるのではないかともあります。

(事務局)

前回は3,000人対象で、1,800ぐらいの回答がありました。前回は16歳以上が対象ですが、16歳から20歳までは対象者が100人に満たない数でした。認識していない人もおられたかもしれませんが、件数的には1,800分の100未満であることを数としては抑えていただきたいと思います。

(委員)

でも、調査をする以上は説明をしておかないと集計したときに世代間評価ができなくなると思います。

(事務局)

検討します。

(会長)

私は行政施策としては、特別部門はなくなったと捉えて項目にあげないということではないのではないかと思います。但し、結婚の時に偏見をもっていたり、身元の調査をする人はありますから、そういうことは何の意味もないことだという説得をしていくしかない時代になっているし、また何の違いもないということもわかってもらえる時代だと思うので、わざわざ行政のアンケートでする必要があるのかということ、あるいは同和問題を行政としてどういうスタンスで捉えるのか、というのを市長とも詰めていただかないといけないと思います。

(事務局)

ただ、生駒市では「人権施策に関する基本計画」というものを持っていて、その中の分野別人権施策の推進という中で、平成17年なので少し古いですが、第1番目に同和問題を掲げて取り組みをうたっています。

(会長)

その後、私は審議会と同和問題終結の意見書を出しています。

(事務局)

ただ、そのことがどのように浸透しているかというのを前回と比較したいと考えています。

(会長)

生駒市としては、平成17年の「人権施策に関する基本計画」のままで施策をやっているということですか。この質問は、どういう意味ですか。

(事務局)

特別対策としての同和対策は終わりましたが、現実的には部落差別というのは心の中にあるということでは否定できませんので、今まで行政がやってきた差別意識の解消に向けた取り組みの結果として、今の状況はどうかということも、前回との比較あるいは国・県・他市等との比較から図っていきたいということがあります。

(事務局)

見直し検討委員会もさせていただいており、施策を進めていくということではなく、潜在的な意識の中に残るもののひとつとして入れてあるということです。

(会長)

同和問題が日本社会の中で大変深刻な問題だったというのは痛いほどわかっています。今の段階で生駒市がどのようなスタンスで同和問題に取り組むのかということを表明した文書をつけて市民に問うならそれでいいと思います。但し、平成14年の総務大臣の表明というのは、これ以上行政がどこが同和地区であるとか、誰が同和関係者であるとかを特定するのは同和問題解決に対して逆行だということであり、今同和問題を掲げることで差別を助長することになるならすべきでない。

(事務局)

会長がおっしゃったように助長することは避けたいので、あまり説明はしたくないと考えます。定点観測としては意識の中にあるのかなのか、従前と比べてどうなのかを聞くために入れていますが、それだけについて聞くのは不合理なので、他の問題についても聞いています。

(委員)

事務局の言われたように、心理的な差別というのは一定の年齢以上の人にはまだあると思うので、あくまでも地域に対する特別対策はやめるが、施設の補修・建て替えとかは一般対策としてやって行こうという市としての基本方針は持っておられるし、基本計画の中ではうたっておられるわけですね。だから、同じ対策でも全然やり方は違うと思います。しかし、関心があるのか身近にあるのかは設問として問うてもいいのではないかと思います。

むしろ、後の同和地区という言葉は法律上ないわけなので、「同和問題に関して」でいいのではないかと思います。

(事務局)

ただ、今のところそれに代わる言葉は見当たらないので、国・県等でもそういう使い方をしていきます。

(会長)

そういうことではなくて、この質問では、「同和地区」を「同和問題」という言い方にしてはどうかということです。

端的に言うと、「差別を受けていた人たち」とかになるんだろうけど、今自分がそういう地域にいるのかということ意識させられるというのは、本当は辛いことで、今もそういう扱いを受けているようなことをにおわせるようなことを結果として醸し出してしまったら、せつかくなくそうと積み上げてきたのに残念に思います。

(委員)

私は説明できないことを書くということが理解できません。大学生だと、答えようと思えば、親に聞くなり調べたりしますので説明できないことを書くというのはおかしいと思います。

(委員)

問25の結婚に対する意識の質問で、2の「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」を「外国籍の人」にして、1の「同和地区出身者」は「出自の問題とか」「生まれ、門地の問題」とかにしてはどうですか。分かる人が分かればいい訳ですから。

(事務局)

そのようにして、同和問題についても説明は付けさせていただきます。

「同和地区」も「同和問題」に修正します。

(事務局)

ここで、結婚問題の質問を入れた趣旨は、潜在的な意識をはかり、国・県及び他市町村との比較をすることと、その意識が男女共同参画に関する意識とどのように関わっているかをクロスして探るためです。但し、前回もご意見があったように、同和問題を特出するようなことにならないかという懸念はありました。

(会長)

うちは皇族の出だとか、武士の出身だとか、何々家の出身だとか、ばかげたことを言う人も中にはいるんですよ。

(委員)

問25（結婚に対する意識）で「在日韓国・朝鮮人」と特定しなければならない理由は何ですか。

(事務局)

奈良県の調査にこのような形のものがありませんでしたので、同じ表現にしましたが、「外国籍の人」と変えさせていただきたいと思います。

(委員)

それでいいのでしょうか。「外国籍の人」というのと「在日韓国・朝鮮人」というのは、戦争や歴史のことを考えた時にずいぶん違うと思います。

(事務局)

外国人ということで排他的になるケースもあれば、在日ということで排他的になるケースもあると思います。

(委員)

逆もあると思います。在日の人とニューカマーの人に対する感覚が違って、ニューカマーの人に対する偏見というのはまた別のものがあったりしますので、一緒にできるのかというふうに思います。

(事務局)

奈良県の調査では、ニューカマーの問題として、「永住権を取得した日系ブラジル人」ということが入っていましたが、生駒市の場合、ブラジルの方が多数おられるわけで

はないので、特定する意味がなく、外しました。

(委員)

生駒でも一時、北田原の工業団地ではひとつの企業で固まっておられたように思います。

(事務局)

しかし、数で言うとやっぱり中国籍の方が多いと思います。

(委員)

もちろんそうですが、今は工場がだめになってしまったので分散してしまったということもあります。

(事務局)

在日の表記もするけれども、ニューカマーのことも入れるということにしたいと思いますが、どこどこと特定するのは、なぜ中国人かということにもなるので、ニューカマーという言い方でいいのかどうかということがあります。

(委員)

どういう問題のアプローチの仕方をしていくかということが大切で、外国人とまとめてしまうと課題を考えていく上で分からないと思うんです。

(事務局)

ニューカマーという観点ではもう一つ設けたいと思います。

(会長)

質問の立て方が、結婚をいやがる人の例示として出すわけでしょう。アンケートをする側が、「こういう人を嫌がっている人が現にいるでしょう」というように読めるわけです。本当は、「こういうことはダメなんですよ」ということをいいたいのだけれども、「そんなことはないですか」ということが表れているように思います。

(事務局)

これを聞くのは難しいところがあります。しかし、結婚の問題というのは非常にデリケートな問題で、そういう意識というのが出るんです。また、それが本人と親で意識が違うということもあって、過去の意識調査でも出ているんです。そこで事例をあげるかどうかということなんですが、先ほど言いましたような、結婚で相手に求めるものとしてどれが大事ですか、収入とか学歴とか、という質問だけではなかなか出にくいのかなとも考えています。

(会長)

問24の結婚に際に求めるものの質問では意識が出るとは思いますが、問25の質問はどうかとも思います。例えば、質問者である生駒市もこんな人はアカンと思っているのかなというふうにもなりかねないので。

(委員)

無作為に送るとその対象になる人に当たることもあるのですね。

(事務局)

問25-1、2（結婚相手が次のような人であった場合にどのような態度をとると思うか）の質問はとりやめます。

(委員)

問24（結婚相手に求めるもの）の質問を“気にしない項目”してはどうですか。出身地だとか、外国籍であることとかを。

(事務局)

質問の趣旨としては同じようなことなので、結婚相手に求めるものの質問はそのまま

でもいいと思いますが、結婚に対する態度の質問はやめておきます。

(委員)

問25の質問がなくなったら、問24の結婚相手に求めるものの質問が浮いてしまいませんか。なぜ突然結婚の問題が出てくるのかと。

(委員)

問24の質問は男女共同参画の関係で要ると思います。男性がどれを一番に選んでいるか、女性がどれを一番に選んでいるかということと、性別役割分担意識をクロスして見ていくということが必要だと思います。

(事務局)

世相が現れると思いますので、単独でも残させていただきます。

(委員)

結婚相手に求めるものの質問は、自分の結婚相手か、自分の子どもの結婚相手か、どちらを書くのでしょうか。

(事務局)

「あなたの」ということにします。

(委員)

問23の人権侵害の内容で「1 女性であること・男性であること」は、他の選択肢と合わせると「性別に関して」となるのではないですか。また、性同一性障がいのこととも考慮して、そうした方がいいと思います。

(事務局)

修正します。

(会長)

先ほど、男女共同参画のところで意見のあった「市民ネットワークを作る」とか「市民と共同して問題解決にあたる」等の選択肢について、人権の質問にも追加してください。

(事務局)

文言を考えて追加します。

(会長)

事務局から、近々印刷・発送作業に入りたいので、もう一度集まる日を設定するか、会長一任とするか諮ってほしいとされています。スケジュール的にはどうですか。

(事務局)

6月末までに様式を固めたいと考えています。但し、6月21日に男女共同参画審議会を開催しますので、そこでの意見を踏まえてという形になります。今日のご意見はほとんど反映させていただくことにはなりますが、再度本審議会を開催するのは日程的に困難なので細かい修正等は会長と協議させていただいて、結論を出して行きたいというのが事務局からのお願いです。

今の予定では7月10日までに調査票を完成し、7月中頃には印刷にかかりたいと思います。そして、7月中旬過ぎから8月のお盆過ぎまでを調査期間としたいと考えています。実際には8月末頃まで返送を待って、9月初めから入力処理を行い、10月後半頃に中間まとめが出てくると思いますので、その頃に審議会を開催し、中間まとめの説明と本審議会としての意見をどうまとめていくかを審議いただきたいと思います。

(会長)

6月中に、再度審議会を開くことは日程上無理だと思いますので、調査票については各委員に修正分を送ってください。各委員から修正意見があれば事務局にいただき、最

終的には私と事務局に最終調整を一任ください。

次回、11月頃の審議会の日程はどうか。

(委員)

集計の仕方についての論議をする場はないのでしょうか。

(事務局)

クロス集計等、こういう集計が必要だというご意見があれば反映させていただきたい
と思います。それも含めて調整をお願いします。

(会長)

調査結果の評価はどのようにする予定ですか。

(事務局)

男女共同参画については男女共同参画審議会、人権については本審議会をお願いしたい
と思います。それを11月ぐらいからお願いしたいと思います。

(委員)

単純集計が出た時点で、一度集まり、評価する上でどういうデータが必要かを審議する
場が必要だと思います。

(事務局)

それなら、10月初め頃に設定していただきたいと思います。それまでに、事務局と
委託会社である程度必要なクロスはしておきたいと思います。

(次回開催日の日程調整)

(会長)

それでは今日はこれで終了します。

以 上